

政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～政治資金監査報告書記載要領～

I. 監査事項について確認できないものがない場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 ㊟

（登録番号 第××××号）

（研修修了年月日 平成×年×月×日）

1. 監査の概要

- （1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第 19 条の 13 第 2 項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- （2）この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- （3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- （1）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かつ

た支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項及び政治資金規正法施行規則第×条の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

Ⅱ. 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

（登録番号 第××××号）

（研修修了年月日 平成×年×月×日）

1. 監査の概要

- （1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第 19 条の 13 第 2 項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- （2）この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- （3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- （1）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存されていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、〇〇(※)の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項及び政治資金規正法施行規則第×条の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

Ⅲ. 領収書等の亡失がある場合

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印

（登録番号 第××××号）

（研修修了年月日 平成×年×月×日）

1. 監査の概要

- （1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、法第 19 条の 13 第 2 項で定めるところにより政治資金監査を行った。
- （2）この政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- （3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、別添の「領収書等亡失等一覧表」（※）を除き、以下のとおりである。

- （1）法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿、法第 10 条に規定する明細書、法第 11 条第 1 項に規定する領収書等、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び法第 11 条第 2 項に規定する振込明細書が保存され

ていた。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、法第 9 条第 1 項に規定する会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項（又は法第 17 条第 1 項）に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、法第 19 条の 11 第 1 項に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3. 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項及び政治資金規正法施行規則第×条の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

（※）領収書等を亡失したもののほか、会計責任者等に対するヒアリングを行った結果、なお支出の状況が確認できなかったものを記載すること。